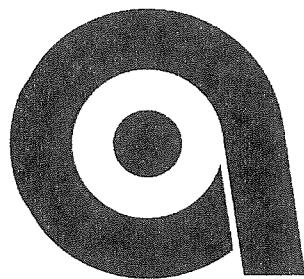


日本マッサージ新報

平成26年10月1日（水曜日） 第74号（寒露号）



公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発 行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

発 行 人：時任基清

編集・印刷人：笹原 稔

事務局内で製版・印刷・製本

点字版：日盲連点字出版所

音声版：日盲連録音製作所

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電 話：03-3200-0031

F A X：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

ホーリングアドレス URL：<http://nichimakai.or.jp>

目 次

卷頭言「あはき業の現況について」会長 時任基清	2
「あマ師業界が直面している問題について」副会長 笹原稔	3
平成26年度第2回理事会開催結果のご報告	6
第1号議案「地域活性化の為の研修体制について」	
第2号議案「総会開催と地域会員との交流について」	
千葉地域三療研修会「船橋市民まつり」チャリティーマッサージの出店	7
第2回地域合同技術研修会開催結果のご報告	8
中央三療研修会開催結果のご報告	8
第5回横浜シーサイドトライアスロン大会「日マ会が指圧奉仕」	9
関東ブロック三療研修会開催のご案内	10
業界関係ニュース（点字JBニュース等から）	10
・国リハあはきの会が懸案問題で厚生労働省5局部と折衝	10
・日盲連大会決議事項各省庁陳情	11
・第2回あはき等法推進協議会が四谷で開催	13
・岡山駅前で無免許一掃ビラ配り	13
・第3回あはき等法推進協議会が四谷で開催	14
編集後記	15



巻頭言

「あはき業の現況について」

会長 時任 基清

■はじめに

10月4日（土）、5日（日）に大分県大分市で、九州ブロック三療研修会（九盲連あはき研修会）が開催されました。席上、筆者の発言で「あはき業の曲り角が言われて既に久しい」と申しあげました。現実に例外を除き、あん摩マッサージ指圧、鍼、灸（以下「あはき」という。）業者は経営に困難しています。これをどう改善するかが、業界団体に課せられた使命だと考えます。これは団体役・職員の努力だけで達成できるものではありません。会員お一人おひとりのご支援・ご協力を得て、はじめてできるものでしょう。

■あはき健保改善運動

最近の問題としては、鍼灸マッサージ保険推進協議会代表・仲野弥和日鍼会会长（以下「保険推進協」という。）の運動で

- ①患者さんが施術所の窓口で自己負担金を支払うだけで保険施術が受けられるようにして下さい
- ②訪問医療と同様、定期的、計画的に施術し得る「訪問施術制度」を創設して下さい
- ③無資格違法類似業者との差別化を図る為、携帯式「国家資格保持者である旨の証明書」を作つて下さい

等の要望についても徐々に実現される方向です。この運動には自民党内の鍼灸マッサージを考える国会議員の会・井吹文明会長（以下、「議連」という。）のお力添えが大であることは間違ひありません。

先般も東京永田町の自由民主会館内で、議連の小委員会衛藤晟一、古川俊治、田村憲久、福岡資麿の四国会議員、厚生労働省（以下「厚労省」という。）

医政局医事課、老健局介護保険課、保険局医療課の各吏員、保険推進協の四団体長など、関係者が集まり、前掲の各要望について協議しました。その結果

- ①「自己負担だけで施術」については近々、法改正に取り組む
- ②「訪問施術」制度は引き続きの検討
- ③携帯式「国家資格保持者証明書」については早速、公益財団法人東洋療法研修試験財団（以下「財団」という。）が検討し実施の見込み
- ④その他、日鍼会が強く要望した「特養内機能訓練指導員の基礎資格に鍼灸師を加えよ」の要望についても協議しましたが、当面、明らかな方向性はありません。

今後も、要望事項等の実現に向けて粘り強く活動してまいります。

■本会役員等について

本会の発足から考え、以前から「日マ会会長は日盲連副会長の内の一人が当たることが望ましい」と言われて参りました。現日マ会会長、时任は平成26年3月の日盲連役員選挙に立候補しなかったことから「日マ会役員改選期の平成27年3月を以て交替すべし」とのご意見もある中、交替用員をどうするかなど、今後の課題を早急に解決すべきとも考えています。特に、この件についての会員各位のご意見をお寄せ頂きたいものです。

☆☆☆あマ師業界が直面している問題について☆☆☆

広報委員会業務執行理事

副会長 笹原 稔

あん摩、マッサージ指圧師が現在直面している問題について、改善活動を推進して行く為の参考資料になればと寄稿いたします。

この度は、あん摩マッサージ指圧師の職域を守る為に、無資格者医業類似行為の徹底取締りについて取り上げ、考えて見たいと思います。

日マ会等をはじめ業界では、無資格者の取締を関係機関に訴えてきました。しかし一向に成果があがっていないのが現状です。原因の一つとして無届医業類似行為に関する最高裁判所の判決による厚生省医務局長通知があります。

これを以下に記します。

——昭和35年3月30日医発247の1 各都道府県知事宛——

本年1月27日に別紙(略)のとおり、いわゆる無届医業類似行為に関する最高裁判所の判決があり、これに関し都道府県において医業類似行為業の取り扱いに疑義が生じているやに聞き及んでいるが、この判決に対する当局の見解は、下記のとおりであるから通知する。

記

1 この判決は、医業類似行為業、すなわち、手技、温熱、電気、光線、刺激等の療術行為業について判示したものであって、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復の業に関しては判断していないものであるから、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復を無免許で業として行なえば、その事實をもってあん摩師等法第一条及び第十四条第一号の規定により処罰の対象となるものであると解されること。

従って、無免許あん摩師等の取締りの方針は、従来どおりであること。

なお、無届の医業類似行為業者の行う施術には、医師法違反にわたるおそれのあるものもあるので注意すること。

2 判決は、前項の医業類似行為業について、禁止処罰の対象となるのは、人の健康に害を及ぼす恐れのある業務に限局されると判示し、実際に禁止処罰を行うには、単に業として人に施術を行ったという事實を認定するだけでなく、その施術が人の健康に害を及ぼす恐れがあることの認定が必要であるとしていること。

なお、当該医業類似行為の施術が医学的観点から少しでも人体に危害を及ぼすおそれがあれば、人の健康に害を及ぼす恐れがあるものとして禁止処罰の対象となるものと解されること。

3 判決は、第一項の医業類似行為業に関し、あん摩師等法第十九条第一項に規定する届出医業類似行為業者については、判示していないものであるから、これらの業者の当該業務に関する取り扱いは、従来どおりであること。要約すると

マッサージの定義は曖昧で、「人の健康に害を及ぼす恐れ」がなければ、処

罰の対象にはならない。

この通達により保健所・警察による取締りの対応が鈍く無資格者の横行を許している。

無資格医療類似行為から国民の怪我や健康を守る為にも、あん摩マッサージ指圧師国家免許を保持している私たちが、学術の研鑽と地道な活動を行かなければならないと思います。

この問題に関する読売新聞2014年7月31日（木）の記事がありますので紹介いたします。

——無資格マッサージによる被害相談増「骨折、脊髄損傷 訴えも」——

マッサージの資格のない店による健康被害の相談が相次いでいる。厚生労働省は、消費者庁から約1000件の被害相談の情報提供を受け、被害を与えた疑いのある無資格の約330店舗を特定した。ただ被害の実態把握が難しく、今後、消費者庁や自治体と連携し、被害相談を受けて速やかに保健所が調査に乗り出す体制を整えたい考えだ。

「全身マッサージを受け、肋骨(ろっこつ)を骨折した」「歩行困難になった」。独立行政法人「国民生活センター」には、そんな相談が寄せられている。

2013年度の相談は金銭トラブルなども含めて1304件に上り、07年度に比べてほぼ倍増した。健康被害の訴えも、13年度は07年度の倍の232件あり、骨折や脱臼・捻挫のほか、脊髄損傷などもあった。

マッサージの施術所を開業するには、法律に基づき、国家資格を取得することが義務付けられている。

しかし、マッサージの定義は曖昧で、「人の健康に害を及ぼす恐れ」がなければ、処罰の対象にはならない。そのため、リラクゼーションなどをうたった国家資格のない業者も数多く存在するが、被害相談の中には、こうした業者も多く含まれている。

厚労省は、無資格業者による被害相談が相次いでいることを問題視。国民生活センターに07年4月～13年7月に寄せられた約960件の相談内容を分析し、被害を与えた疑いのある店の特定を進めた。

その結果、国家資格を持つ店が約110店だったのに対し、無資格業者が

39都道府県で約330店に上ることが判明。厚労省は2月、保健所を設置する都道府県や政令市などに、店名を伝えて指導するよう求めた。

——指導権限「実態把握は難航」——

しかし、被害の確認作業は難航している。被害者と連絡がつかず、被害の時期やけがの程度などの詳細を把握できないケースが多いため、自治体からは「店側に否定されると被害を特定できない」「無資格業者への指導権限が曖昧で、踏み込んだ調査ができない」との声があがっている。

このため、厚労省は今後、各地の消費生活センターなどに被害相談があった場合、申し出た人の氏名や連絡先、被害状況を詳しく聞き取り、保健所が迅速に指導できる体制を整えることを検討している。

☆☆☆ 平成26年度第2回理事会開催結果のご報告 ☆☆☆

開催日時：平成26年8月13日（金）13:30～

場 所：グランドビル市ヶ谷 会議室（鼓）

東京都新宿区市ヶ谷本村町4-1

【審議事項】

第1号議案 地域活性化の為の研修体制について

第2号議案 総会開催と地域会員との交流について

平成26年8月13日午後1時30分より、グランドビル市ヶ谷「会議室（鼓）」において開催され、理事総数11名に対し理事9名の出席で理事会は成立しました。又、監事2名の出席を得て下記の2つの議題について討議されました。

第1号議案 地域活性化の為の研修体制について

第2号議案 総会開催と地域会員との交流について

尚、議題討議に先立って、今回特別に参加をお願いしました地域連絡協議会のメンバー「神奈川・小谷田、千葉・田村、埼玉・木暮」3氏に、各地域の活動状況、地域奉仕活動並びに3県合同技術研修会等の状況説明をお願いしました。

その結果、各地域ともに計画的に（1）役員会議（2）研修会（指圧奉仕活

動を含む)を積極的に開催し、活性化の為の活動を推進しているとの説明がありました。

第1号議案の「地域活性化の為の研修体制について」は、各地域の活動状況を顕在化するための討議を行い、その中で出席理事より担当地域の活動内容、研修等の説明がありました。

これだけでは顕在化は難しいため、各県の代表者に対しアンケート調査を実施し、現状把握に努めることとしました。

第2号議案の「総会開催と地域会員との交流について」は、総会等(研修会ほか会議含む)の地方開催は、地域会員との交流手段として非常に有効との意見が多く、移動の為の費用等の問題もあるが、平成28年度の定時総会より地方開催を実現していく事を決議しました。

☆☆☆千葉地域三療研修会「船橋市民まつり」

チャリティーマッサージの出店☆☆☆

平成26年7月26日(土)に、船橋市本町・宮本通りにチャリティーマッサージを出店しました。奉仕員は、日マ会会員を中心に大凡10名が参加し、午前11時~午後4時迄の間、リピートのお客様を含め約30名の方々にマッサージを提供し大変喜ばれました。

このチャリティーマッサージは地域貢献活動の一環であり、売上金は日本赤十字社に寄付を予定しています。



奉仕員の方々(一部の方)



真夏日・汗ダクダクでのマッサージ奉仕

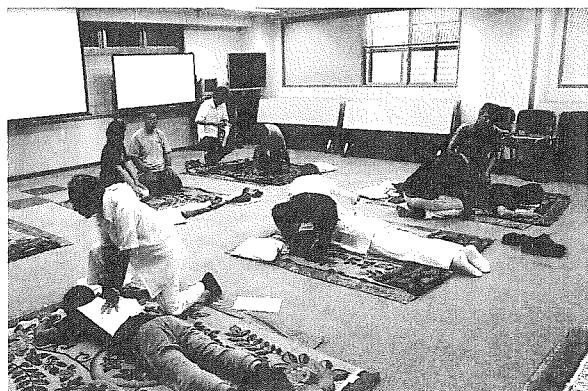
☆☆☆第2回地域合同技術研修会開催結果のご報告☆☆☆

平成26年8月2日（土）午後1時30分～午後4時まで、日本盲人福祉センター研修室において、神奈川・千葉・埼玉地域の合同技術研修会が開催され、15名が参加しました。

講師は、神奈川日マ指会副会長の金子孝夫先生で、（“技（わざ）から技術へ”「合理的指圧操作が指圧を変える」）についての講義があり、その後参加者がペアを組み、講義内容を実践し指圧技術の習得を図り、有意義な合同技術研修会となりました。



講師 金子孝夫先生

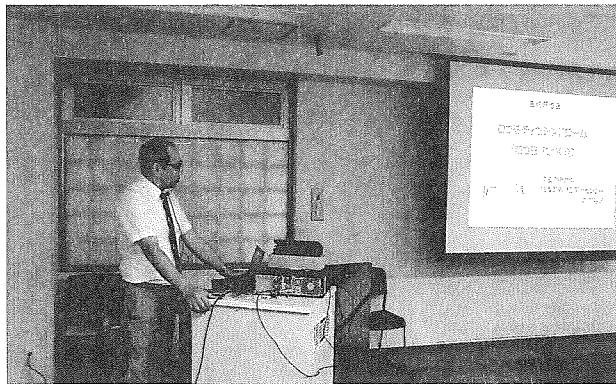


ペアで講義内容を実践

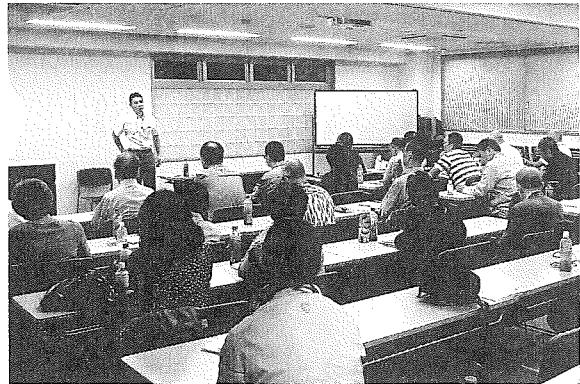
☆☆☆中央三療研修会開催結果のご報告☆☆☆

平成26年9月7日（日）午前10時より日本盲人福祉センターにおいて、（公社）日本あん摩マッサージ指圧師会・日盲連あはき協議会の共催で中央三療研修会が開催された。

午前は筑波技術大学東西医学統合医療センター医師・木下裕光先生による「ロコモティブシンドロームについて」（3単位）については「運動器の障害」についてで、職業柄非常に身近な問題についての研修でした。午後は筑波技術大学助教・近藤宏先生による「変形性膝関節症に対する鍼灸手技療法」（3単位）が行われ、所々での巡回実技を交えた研修。約50名の受講者は、日常の施術で直面している研修内容であり非常に意義のある研修でした。



木下先生の講義風景



近藤先生の講義と研修風景

☆☆☆第5回横浜シーサイトライアスロン大会

日マ会が指圧奉仕☆☆☆

平成26年9月28日(日)、快晴の横浜・八景島シーパラダイスにおいて「第5回横浜シーサイトライアスロン大会」が開催されました。

横浜シーサイトライアスロン大会実行委員会より、日マ会に依頼がありました「指圧奉仕活動」に本会会員を主体に12名(会員外2名)が参加し活動しました。

午前9時半に現地集合、10時~午後1時半までの間、過酷な競技をフィニッシュした参加選手53名の方々に指圧を提供し大変喜ばれました。

本大会は地球にやさしい「～みんなで育てよう、地球を守る海の力～」という「横浜ブルーカーボン事業」に本会が賛同し、売上金全額(24,500円)を「横浜ブルーカーボン事業」に寄付いたしました。



スタンバイした指圧奉仕員



選手の身体を癒す指圧奉仕員

☆☆☆関東ブロック三療研修会開催のご案内☆☆☆

平成26年11月2日(日)に標題研修会を次の要綱で開催いたします。研修内容は、あはき関係手技療法に密接に関わりのある内容です。

奮っての参加をお待ちしております。

- ・開催日時：平成26年11月2日(日) 10:00～15:30
- ・会 場：東京都盲人福祉センター2階研修室
- ・住 所：東京都新宿区高田馬場1-9-23
- ・申込締切：平成26年10月27日

受付：東マ会事務局・宮原まで。 電話：03-3208-9001

- ・参加費用(資料代)：300円。弁当代800円(希望者のみ事前申し込み)
- ・講師及び研修テーマ、担当時間割

1) 医師 鮎沢 聰先生 10:00～12:15 (3単位)

「生体の機能をどう捉えるか “鍼灸あん摩治療への視座”」

2)埼玉医大 医学博士 山口 智先生 13:15～15:30 (3単位)

「頭痛の病態と鍼灸手技療法」

業界関係ニュース(点字JBニュース等から)

☆☆☆国リハあはきの会が懸案問題で厚生労働省5部局と折衝☆☆☆

国リハあはきの会(以下「あはきの会」という。)菅間健司代表幹事は、平成26年6月9日(月)参議院議員会館に於いて、田村憲久厚生労働相宛、あん摩マッサージ指圧、鍼、灸を巡る諸問題に関する要望書を提出し折衝した。対応は、社会援護局障害保険福祉部国立施設管理室(以下「施設管理室」という。)老健局介護保険課(以下「介護保険課」という。)職業安定局高齢・障害者雇用対策課(以下「対策課」という。)、医政局医事課(以下「医事課」という。)及び、保険局医療課(以下「医療課」という。)の担当官。席上、あはきの会は、介護保険課に対し、機能訓練指導員雇用が停滞しているのは国連障害者差別禁止条約で言う合理的配慮に欠けると、制度改善を要望し、対策課に対してはこの点での就労促進を図るよう要請した。医事課に対して

は手の付けられない無資格違法類似業者の現状を開拓する為、昭和35年最高裁判決の解釈と運用を見直すよう強く求めた。一方、柔道整復師問題では平成23年度の取扱高が4085億円と0.4%増に留まっている推計値に鑑み、医療課の適正化策が徐々に効奏していると高く評価し謝意を表し、今後一層是正策を推進するよう、期待を述べた。

☆☆☆日盲連大会決議事項各省庁陳情☆☆☆

社会福祉法人日本盲人会連合竹下義樹会長は、平成26年6月25日(水)の午前に開かれた理事懇談会で、大会決議処理に基づく要望事項をまとめ、午後、関係省庁等に一斉陳情を行なった。訪問先は警察庁、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、財務省、金融庁、総務省、内閣府、日本郵便。

この他、会計検査院、国土交通省、人事院には後日陳情を行なった。

陳情項目の概要は次の通り。

【警察庁】

- ①ボタンの位置を音声で確認できる歩車分離式信号機、押しボタン式信号機の設置推進
- ②LED付音響信号機（弱視者対応信号機）設置推進
- ③音響式信号機の音声稼働時間延長
- ④横断歩道へのエスコートゾーン敷設推進
- ⑤横断歩道やスクランブル交差点において自転車を押して歩くことのルール徹底
- ⑥音の静かな自動車の危険防止対策の強力推進
- ⑦暴走自転車取り締りの徹底
- ⑧整体、カイロプラクティック等養成所排除とあはき無資格類似業者、柔道整復師の違法行為の徹底取締

【厚生労働省職業関係】

- ①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律19条の堅持
- ②あん摩マッサージ指圧師、はり師、灸師の定義を明確に
- ③整体、カイロプラクティック等養成所を排除し、鍼灸マッサージ業の無資

格類似業者の取締徹底、柔道整復師の違法行為の徹底取締

- ④療養費（鍼灸）の医科診療との併用を承認
- ⑤マッサージを診療報酬点数表に復活させ、国家資格者に相応しい診療報酬の格付け
- ⑥重度視覚障害者あはき師が施術所等の自営業を営む場合、職場介助者として従業員を雇用する際の給与一部を公的に補助する制度の新設
- ⑦視覚障害者雇用の促進と職場での能力が十分発揮できるよう、通勤、業務、出張等の障害を補う合理的配慮を要望
- ⑧障害者差別解消法の施行に当り、視覚障害者の就労・就業支援に対し、代読・代筆や出張の人的支援等の合理的配慮の構築
- ⑨政府の指針として地方公共団体に対し、視覚障害者あん摩マッサージ指圧師をヘルスキーパーとして雇用するよう指導
- ⑩視覚障害者職域拡大の為、高齢者福祉施設等でのマッサージ師雇用の法的義務化
- ⑪介護保険における通所リハビリおよび、訪問リハビリの担当者として視覚障害者マッサージ師の採用
- ⑫視覚障害者が就業可能な職業を世界的に調査し、新職業の開拓推進を要請
- ⑬技術向上の為、国家試験の実技の復活もしくは、これに代わる実技の認定制度の検討

【文部科学省】

- ①視覚障害者あはき国家試験合格率や就職率が低下していることに鑑み、教育体制の有り方や充実を図ること
- ②法第18条の2を廃止し、中卒の中途視覚障害者が存在する現状に鑑み、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者を対象とした個別入学資格審査制度（学校教育法施行規則第150条第7項）を盲学校専攻科に適用
- ③障害者スポーツの振興として、各競技大会に於ける視覚障害競技者にとって不可欠なガイド・伴走者の養成・補助を選手強化の一環として位置付け
- ④スポーツ施設の利用に際し、ナショナルトレーニングセンターを障害者ア

スリートにも開放を要請

☆☆☆第2回あはき等法推進協議会が四谷で開催☆☆☆

あはき等法推進協議会代表杉田久雄（全日本鍼灸マッサージ師会会长）の平成26年度第2回会合が7月1日（火）に東京四谷の全鍼師会会館で開かれ、日本盲人会連合竹下義樹会長、同あはき協議会小川幹雄会長、須藤平八郎委員、日本あん摩マッサージ指圧師会時任基清会長、笹原稔副会長、野本矩通理事など、加盟団体を代表する委員が出席した。

席上、報告・協議された主な事項は

- ①産業分類、職業分類で、あはき柔整が「療術」の中に入れられた問題で要望書を提出し陳情した
- ②介護保険の地域協議会では、市町村ごとの団体が頑張って参入する必要がある
- ③有資格者であることを証明するカード作成については希望を募る、写真を用意するなど、各団体で準備を始める
- ④大阪府岸和田市の鍼灸学校が夜間部、週3回の授業で受験資格を得られる問題では、学校協会、理教連が文科省、厚労省と折衝中
- ⑤雇用保険の失業給付は、職業訓練で3カ年給付できるので、鍼灸専門学校は対象となるが、鍼灸大学は対象外
- ⑥日本鍼灸師会から提案された法改正検討委員会については、加盟各団体内で協議し、推進協の次回会合以後に協議する
- ⑦欧米では統合医療として鍼灸が重視されている。国民の為の鍼灸医療機構では今後の鍼灸グランドデザインを考えている
- ⑧日盲連あはき問題戦略会議では、法第18条第2項問題（重度視障者のみ中卒コースを残す）と第19条問題について検討中等であった。

☆☆☆岡山駅前で無免許一掃ピラ配り☆☆☆

岡山県視覚障害者協会と岡山県マッサージ師会（会長・玄場義明）は合同

で、平成26年8月3日（日）の15時30分から16時10分まで、岡山駅前ピックカメラ横地下道で、恒例となっている「あはき国家免許の認知度」を高め、「無資格業者の違法性を周知」する為のビラ配りを実施した。

2か所にプラカードを設置し、ポケットティッシュにカラーコピーしたビラを織り込んで500枚を通行人一人一人に呼びかけながら手渡した。参加人数は会員20名、視障協直属の施設長3名他、晴眼者3名。

野外は雨とあって地下通路は雑踏し、興味深く応じる人がほとんどで瞬くうちに完了した。無資格者対策が遅々として進まない現状にあっては、この様な地道な取り組みの必要性を強く感じている。

☆☆☆第3回あはき等法推進協議会が四谷で開催☆☆☆

あはき等法推進協議会代表杉田久雄（全日本鍼灸マッサージ師会会长）の平成26年度第3回会合が8月21日（金）に東京四谷の全鍼師会会館で開かれ、日本盲人会連合竹下義樹会長、同あはき協議会小川幹雄会長、日本あん摩マッサージ指圧師会時任基清会長、笹原稔副会長、野本矩通理事など、加盟団体を代表する委員が出席した。

席上、報告・協議された主な事項は

- ①「第1回はり・きゅう・マッサージグランプリ」（代表石川英樹氏）が墨田区・江戸東京博物館ホールで開催され、審査員特別賞に、埼玉県さいたま市の健友治療院が選ばれた
- ②厚労省保険局医療課の竹林室長が他へ転出し、新室長が赴任したので、日本鍼会の仲野会長、全鍼師会の杉田会長が挨拶を行った
- ③都道府県間の医療費バラツキは、高知県は千葉県の1.6倍などがある。
バラツキは鍼灸マッサージだけでは無い
- ④都道府県、市町村間では、同意書の取り易さにもバラツキがある
- ⑤9月5日（金）に医道審議会あはき分科会が持たれ、長崎県のあん摩マッサージ指圧学校設置が審議されるが、これに、日マ会代表が入っておらず、療術協会代表が出席していることは不合理であり改善を運動中
- ⑥混合診療禁止緩和が問題化しているが、内容は高額所得者の負担を大きく

しそれを低所得者にまわすもの

- ⑦「医療」とは何かについて「商人が行う行為を商行為という」。従って医師がコメディカルを使って行なう全ての行為が「医行為」となる
- ⑧「医療」とは医的侵襲を行なうことで、鍼灸を医師が行なえば明らかに「医療行為」であり、我々は医師の医行為独占一部解除であるから「医療」の一部とも言える
- ⑨法には法の目的規定や定義規定が無いので、然るべき法改正運動が必要
- ⑩法の本質論は今後とも協議を続ける等であった。

編集後記

◆「灯火親しむ候、一雨ごとに秋も深まり、木の葉も色づきます」このような言葉の中の「雨」は何とも風情があります。しかし、平成26年8月20日（水）に広島県広島市安佐南区ハ木で発生した「豪雨」による大規模な土砂災害は、さながら地獄絵を見るが如き惨状で、自然界（力）の恐ろしさを今更ながら強く感じました。罹災後の復旧状況も思わずしくなく、つらく悲しい生活が続いております。被災されました方々に衷心よりお見舞い申し上げます。◆宅地開発は止まることを知らぬが如く、人の手が山裾にまで進み、何処も危険が一杯の状況です。常日頃から周囲に対する監視の目、或いは変化に対する感應が必要と思います。◆これからは夏の暑さを忘れ、過ごしやすくなる今日この頃ですが、日ごとに秋の気配が色濃くなっています。会員の皆様におかれましては、夏の疲れなど出でていませんか？ これからの時期は、全てのものが美味しく戴ける季節到来です。次に繋がるように、体力の回復を計ってください 《天高く馬肥ゆる秋・Y.H》

